



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

営業時間短縮の協力要請に伴う

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)」について

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請に応じて対象期間中の全ての期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者に対して、協力金(第2弾)を支給いたします。

今回、一部市町村が対象でしたが岐阜県全域に拡充されましたのでご案内します。

【年末年始における営業時間短縮要請について】(岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾))

1. 要請内容

◆営業時間の短縮

午後9時から午前5時までの休業を要請

2. 要請期間

◆飲酒を伴う会食の機会が増える年末年始

令和2年12月25日(金)午後9時(21時)～令和3年1月11日(月・祝)午後12時(24時) ◇18日間

3. 対象業種

◆酒類の提供を行う飲食店(酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む)

・食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗

○対象外

・テイクアウト、デリバリー、イートインスペースがあるスーパー、コンビニエンスストア、キッチンカーなど

○通常の営業時間が朝5:00～夜9:00の時間帯の店舗は対象外です。

○夜9時以降の営業を行っていても酒類の提供のない店舗は対象外です。

4. 協力金

◆1店舗あたり72万円を支給(1日あたり4万円)

○要請を行う全期間(18日間)、営業時間の短縮を実施した店舗

○複数店舗の場合は店舗ごとに対象となります。

【申請に必要な書類等の準備について】

①営業実態が確認できる資料

★確定申告書の写し、営業短縮前直近(3か月間)の経理帳簿の写し ★店舗の内観・外観の写真

②営業時間短縮状況がわかる書類の写し

・営業時間短縮をしていることが、第三者から見て明らかに分かるもの

(営業時間短縮を告知する自社WEBサイトの写しや、店頭告知ポスター、チラシ)

③酒類を提供していたことがわかる書類の写し ⇒メニュー表、仕入伝票(3か月程度)

④営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類 ⇒飲食店営業許可等

※このほか申請書、振込口座、本人確認書類、接待を伴う飲食店は感染防止対策マニュアル 等

【問い合わせ】

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)」専用相談窓口(コールセンター)

電話番号:058-272-8192 (9時00分から17時00分)

開設期間:令和2年12月15日(火曜日)から当面の間、平日、土日祝日も開設

【詳細・申請書類ダウンロード】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/117190.html>